

宴会約款

第1条 適用範囲

ホテルガーデンパレス(以下『ホテル』と称します)では、ご宴会・催し物及び(以下『宴会等』と称します)に伴うレストラン及び宴会場等(以下『宴会場等』と称します)のご利用に関しまして、次の通り定めておりますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

この規約に定めのない事項につきましては、法令または、一般的に確立された慣習によるものとさせていただきます。

第2条 宴会等の申込み

当ホテルに宴会等のお申込みを頂く場合は、直接ご来館頂くか、お電話等にて次の事項をお申しで頂きます。

ご利用日・宴席名・主催者名・申込者名・ご連絡先・人数・ご利用内容及び、当ホテルが必要と認める事項について確認させていただきます。ただし、ご利用内容によっては、お申し込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。

第3条 契約の成立

宴会契約は、当ホテルが前項の申し込みを承諾した時に成立するものとします。契約が成立した場合、予約金を申し受ける場合がございますので、ご了承ください。

第4条 宴会時間と追加室料

宴会等のご利用開始から終了までのご契約時間(以下『宴会時間』と称します)は所定の室料をお支払戴いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。但し、契約時間の超過に依じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

第5条 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下『有料人数』と称します)を宴会等の開催日の前日の正午までに、ホテルの担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数よりも減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

第6条 予約金

宴会等をご予約いただいた時点で予約金をお支払いただく場合もございます。予約金の金額は宴会見積り総額に基づきホテルより提示させていただきます。お預かりした予約金は、宴会終了時に精算させていただきます。

第7条 前払金

ホテルから提示いたしました宴会見積り総額と、既にお支払くださった予約金との差額分については、原則として宴会等のご利用予定日7日前あるいは、契約に定められた期日までに現金または銀行振り込みでお支払ください。

第8条 支払い

宴会等に関わるすべての費用(予約金、前払金と実際のご利用金との過不足)は、原則として当日の宴会終了後、現金でお支払ください。なお、後日のご精算をご希望される場合は、あらかじめホテルの担当係員にお申し出いただき、宴会開催日から30日以内に現金又は銀行振り込みでお支払ください。

第9条 取消料

お客様のご都合により既にご契約を頂いている宴会等をお取消し及び期日を変更される場合には、下記の通り取消料及び変更料を頂戴いたします。

宴会等ご利用日の	取消料・変更料
60日前まで	取消：手配済み実費諸経費(注) 変更：手配済み実費諸経費(注)
30日前まで	取消：宴会等見積額の40%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の30%(サービス料を除く)
14日前まで	取消：宴会等見積額の60%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の50%(サービス料を除く)
2日前まで	取消：宴会等見積額の80%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の70%(サービス料を除く)
前日から当日	取消：宴会等見積額の100%(サービス料を除く) 変更：宴会等見積額の100%(サービス料を除く)

(注)実費諸経費とは、当該宴会等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用を指します。

*料理料金が未定の場合は5,000円を基準とし、人数が未定の場合はお申込み時の(予定)で計算させていただきます。

第10条 設営、装飾、余興の手配について

ご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、記念品、その他につきましては、当ホテルの指定の取り扱い会社をご利用ください。お客様の都合で当ホテル指定取扱会社以外の取扱会社をご利用になる場合は、宴会等を円滑に行うため事前にホテルの了解を得たうえでお手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱会社が行う宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、記念品、その他の機器及び材料等の搬入・搬出・設置方法・設置場所につきましては、当ホテルの美観・安全・動線等を考慮した一定のルールにしたがって行って頂きます。

第11条 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者)あるいはお客様が直接依頼された業者の方々が、万が一ホテルの施設・什器備品等を破損した場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された取扱会社、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担頂きます。

第12条 解約

以下の場合には宴会等のお申し込みをお断りするか、既にご契約頂いた場合でも解約させていただきます。

- ① お客様自身が次の事由に該当し、または、宴会等に出席される利用者の中に、次の事由に該当する者がいる場合
 - イ 『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』(平成4年3月1日施行)に基づく第2条6号の暴力団員、同第2条2号の暴力団、これと関係を有する企業若しくは団体の関係者、またはその他反社会的勢力の関係者(以下『暴力団』と称します)
 - ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団等に該当するもののあるとき
 - ニ 法令または公序良俗に反する行為をなされる恐れがあると判断されるとき
 - ホ 伝染病保菌者
- ② 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当な要求及びこれに類する行為が認められた場合、また、かつて同様の行為をされた場合
- ③ 心身衰弱、薬品、飲酒などによる自己喪失等、自身の安全確保が困難であったり、他のお客様へ危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある場合
- ④ この規約に違反された場合

なお、上記の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償など金銭のお支払いはいたしかねますので、ご了承ください。ただし申込金はお返しいたします。

第13条 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項になっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

- ① 大音響を発する物の持ち込み
- ② 宴会等の終了後に車両を運転される方の飲酒
- ③ 補助動物以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜等の持ち込み
- ④ 発火又は引火性の品物の持ち込み
- ⑤ 悪臭を発する物の持ち込み
- ⑥ とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様に迷惑になるような言動
- ⑦ 備品等の移動、破損・汚損
- ⑧ ご予約内容以外のご利用
- ⑨ その他法令で禁じられている行為

第14条 免責事項

ホテル施設使用に際し、主催者お持ち込の備品、商品、その他の物品の破損、又は盗難に対しては、主催者の責任のもとに管理することとし、ホテル側は一切責任を負いかねますので、予めご承知おきください。また、以下に定める理由に該当することがあった場合につきましては、お客様、当ホテル双方とも免責とさせていただきます。

- ① 天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により本会場の全部又は一部が滅失若しくは毀損するなど、本宴会の履行が不可能若しくは困難になったとき。
- ② 法令又は法令に基づく公民力の行使、若しくは関係省庁の指導等による本会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生する等、お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により本宴会等の履行が不可能若しくは著しく困難になったとき。

第15条 お荷物のお預かり

クロークにて宴会等にご出席なさるお客様のお荷物を預かりさせて頂くサービスを行っておりますが、現金、貴重品等の高価品のお預かりはお断りさせて頂いております。万が一、宴会等におきまして事故・盗難等が発生した場合、当ホテルといたしましては一切責任を負いかねますので、十分にご注意いただくようお願いいたします。

平成25年2月現在

ホテルガーデンパレス
埼玉県熊谷市佐谷田3248
電話 048-525-7777(代)